

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構  
海外炭開発可能性調査助成金交付事業審査基準

平成24年9月18日  
2012年（炭開）業務通達第67号  
最終改正日 令和4年11月14日

1. 本基準は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が行う海外炭開発可能性調査助成金交付事業について、助成事業の案件採択を決定するために、海外炭開発可能性調査助成金交付事業実施細則第8条に基づき定めるものである。
2. 下記の審査項目に定める事項について厳正な審査を行い、以下の全ての審査項目を満足する案件を採択するものとする。
  - (1) 助成対象者  
海外における石炭の探鉱又は石炭資源の開発に必要な調査を行う本邦法人であること。
  - (2) 鉱種  
対象鉱種が石炭であること。
  - (3) 権益等  
本邦法人又は本邦法人が経営権を有する現地法人が権益若しくは権益を取得できる権利を有する旨、可能性調査を経て開発に至った場合は販売等の権利を取得できる旨、又は権益若しくは販売等の権利を取得するための交渉を行うことができる旨を記載した契約書、覚書、又は守秘義務契約書等が助成事業着手前に締結されていること。
  - (4) 石炭開発ポテンシャル  
対象地域及び周辺の石炭鉱山・炭層、地質構造、物理化学的性状、プロジェクト評価等の既知調査データ等に基づき、対象事業が適正に評価されていること。
  - (5) 投資環境  
石炭開発にあたって、環境規制等により致命的な阻害要因がないこと、かつ、インフラ整備が可能な地域であること。
  - (6) 事業内容等  
助成事業として以下の要件を具備していること。
    - イ 助成対象事業  
本邦法人が海外において石炭の探鉱又は石炭資源の開発に必要な調査であること。  
ただし、日本への石炭供給の安定化に資さないことが明らかな事業は対象より除く。
    - ロ 助成対象経費  
地表調査費、物理探査費、試錐調査費、炭質性状調査費、坑道掘削調査費、インフラ調査費、環境調査費、石炭改質調査費、プロジェクト評価に要する経費等であるこ

と。ただし、申請者の人件費、本社経費、現地事務所経費等は含まない。

#### ハ 助成事業の計画

審査項目（４）において審査された石炭開発ポテンシャルに基づき立案された調査計画であること。

#### ニ 助成期間

助成金の交付の対象となる事業の期間は、原則として機構の事業年度内とする。ただし、調査規模や調査国の情勢等により複数年度とすることができる。

#### ホ 事業者の能力

助成事業が資金及び事務能力を有する申請者に係る事業であり、かつ、助成事業を実施する申請者もしくは申請者が指定する者等が、当該事業を推進するに十分な技術・事務能力等を有していること。

### 3. 機構は、審査にあたり必要と判断したときは、現地調査を行う。

#### 附 則

この業務通達は、平成24年9月18日から施行し、平成24年9月18日から適用する。

#### 附 則

この業務通達は、平成25年4月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

#### 附 則

この業務通達は、平成27年5月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

#### 附 則

この業務通達は、令和4年11月14日から施行する。